

水産流通適正化制度の事業者の届出

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ、シラスウナギ、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上で、かつ、解体前のもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス））、特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、**行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要**です。

専ら消費者に対し**販売、提供する場合**は、**届出は不要**です。

1 届出事項

- （1）氏名又は名称、住所
 - （2）事務所、工場、店舗、事業所及び倉庫の所在地※
 - （3）取り扱う種類（アワビ、ナマコ、シラスウナギ、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上）で、かつ、解体前のもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス））
- ※全ての関係する事務所等について届出して下さい。

2 添付書類

- （1）住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）
 - （2）代理人が届出を行う場合は、委任状等
- ※事業者に代わって所属団体等が代理届出することが可能です。

東京都知事へ届出
する場合は、**次頁
も必ずご覧ください。**

3 届出先

届出する者	届出先
県域事業者 （事務所等が一の都道府県の区域内にのみにある事業者）	都道府県知事
広域事業者 （事務所等が複数の都道府県にある事業者）	農林水産大臣

4 届出方法

原則、電子申請（eMAFF）で届出を行って下さい。行政庁が受理後、**届出者へ事業者割振り番号を通知**します。

※eMAFFでの届出が困難である場合に限り、行政庁に対し、書面での届出も可能です。

加工事業者、
流通事業者、
輸出事業者等
の取扱事業者



※eMAFFの利用方法や具体的な届出方法については、別途「届出操作マニュアル」をご覧ください。

eMAFF

水産流通適正化制度において事業者が東京都知事へ届出を行う際に、 添付が必要な書類

【加工・流通事業者、輸出事業者、小売事業者等の取扱事業者が届出を行う場合】

アワビ、ナマコ、シラスウナギ、太平洋クロマグロの大型魚（30kg以上で、かつ、解体前のもの（ラウンド、えらはら抜き（GG）、ドレス））、特定第一種水産動植物等（加工品含む）を販売、加工、輸出等をする取扱事業者は、行政庁（水産庁又は都道府県）への届出が必要です。届出を行う際には、届出事項の他、原則、**住民票の写し（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）等の提出**が必要です。東京都へ届出を行う際は、以下の書類の添付が必要です。

1 eMAFFで届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	×	—
定款及び登記事項証明書	—	×
委任状 【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】	○	○

※ eMAFFで届出する場合は、gBizIDプライムの取得が必要となり、その際に事業者情報について確認が行われるため、住民票の写し等（個人）又は定款及び登記事項証明書（法人）の添付を省略することが可能です。

2 書面で届出を行い、事業者割振り番号を取得する場合の添付書類 （代理届出を含む）

	個人事業者	法人
氏名及び住所を証する書類 【住民票等の写し】	○	—
定款及び登記事項証明書	—	○
委任状 【代理人（団体、行政書士等）が届出する場合】	○	○

